

WEEKLY

一宮

題字 PG 安野謙次



重文 「陵王」面 真清田神社蔵

Rotary



The Rotary Club of Ichinomiya

●例会日 木曜日 ●例会場 一宮商工会議所 ●承認日 昭和24年12月31日
●事務局 一宮市栄4-6-8 一宮商工会議所ビル5階 電話(0586)24-1931 ☎491-0858

ロータリー:変化をもたらす

URL:<http://rc138.org>

E-Mail:rc138@lily.ocn.ne.jp

2018年3月15日 第3326 回例会

会 長 青山 佳裕 副 幹 事 山口 元彦
幹 事 関戸 徹 副 会 長 船橋 正眞
会長エレクト 榊原 讓 会報委員長 渡邊 肇

プログラム

卓話

酒井 孝氏

テーマ「一宮むかしむかし」

ロータリーソング「それでこそロータリー」

第3325回例会の記録

2018年3月8日(木)

会長挨拶

青山佳裕

本日は会員卓話です。高木道久先生のちほど、よろしくお願いたします。

3月に入り気候も前の月と大きく違ってきました。暖かくなったり寒かったり一日一日が目まぐるしく変わりますが体調には十分ご自愛ください。先月開花した臘梅も、3月には梅も8部ほど開花して気持ち明るくなってきました。特に草の勢いが目につき手を伸ばすと、寒い冬を我慢していたのか大きな根をいっばいにつけています。又、これから草との格闘が始まりそうです。

残り4か月になりましたが、4月「春の親睦会」5月の「職業奉仕企業見学会」と、大きな事業を控えています。よろしくお願いたします。

「ロータリーの友3月号」

浅井孝介

・横組み3頁をご覧ください。ライズリーRI会長メッセージです。ローターアクトクラブが1968年に創設されてから、今月で50年を迎えます。今日の若い世代にはかつてない実力が備わっています。そして、ロータリーは彼らのアイデアや熱意をこれまでになく必要としています。彼らを、奉仕活動における真のパートナーとして認識し、既存のローターアクトクラブと関係強化をしていくことが、将来のロータリーに向けて必要であると述べています。

次回の予定

3/22 休会 定款第8条第1節 C
3/29 クラブ戦略例会

・3月は「水と衛生月間」と言うことで、横組み7頁～15頁に渡り、アジア・東南アジアを中心に、日本のロータリークラブ各クラブが、「水」に関する事でのような奉仕活動をしているかが多数掲載されております。

・また、世界ローターアクト週間と言うことで、横組み16頁～20頁に渡り、ローターアクトと関わった活動が多数掲載されております。

・横組み44頁には、11月18日19日に行われました、2760地区の地区大会略報が掲載されております。

・縦組みに移りまして、18頁の卓話の泉には、「ウイスキーについて」が掲載されています。最近では、ワインが流行りですが、私はウイスキーが好きなので、興味を持って読みました。

・30頁には、2760地区岡崎南RCが、ノーベル受賞者のお勧めの本を寄贈した話、31頁には、名古屋和合RCが、障害者の作品を集めた絵画展を開催した話が、掲載されております。

委員会報告

出席報告

委員

伊藤幸一

現在の会員数 106名
本日のビジター 0名
本日の出席数 62名
他クラブ出席数 15名
本日の出席率 72.64%
前々回の出席率 97.93%

ニコボックス

☆ 佐々木久直君

次年度地区ロータリー財団の副委員長を委嘱されました。次年度の一宮ロータリークラブ理事・役員・委員長・会員の皆様には、寄付金等のご協力などご負担をおかけしますが、何卒バックアップ頂けますようお願いいたします。

☆ 青山佳裕君 関戸 徹君

本日、会員卓話として高木道久さんのお話を聞ける喜びで。

また、先日卓話していただいた女子ソフトボールチーム「ドリームシトリン」の試合が、今週土曜日・大野極楽寺公園野球場で9:30と11:30～あります。みんなで応援に行きましょう。

***** プログラム *****
 会員卓話

高木道久君

テーマ「民法(債権関係)改正法の概要 I」



平成 29 年 5 月 26 日に第 193 回通常国会において「民法(債権関係)改正法」が成立し、現在では 2020(平成 32)年 4 月 1 日からの全面施行が決まっています。本日は、会員卓話として 120 年ぶりの民法の大改正に関するお話をさせていただきます機会を与えていただきましたことに、先ず以て御礼を申し上げます。

民法典は、財産法編(総則、物権法及び債権法)と家族法編(親族法及び相続法)に大別されますところ、現行民法は、所謂法典争議を経て明治政府が明治 26 年に設置した法典調査会において、穂積陳重、富井政章、梅謙次郎の三博士を起草委員として当時既に公表されていたドイツ民法草案を模範として起草された民法草案が帝国議会において概ね承認された法典で、明治 29 年に財産法編(総則、物権法及び債権法)が、同 31 年に家族法編(親族法及び相続法)が、それぞれ公布された上で、同 31(1896)年 7 月 16 日に民法(明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号)として施行されました。

その後、民法家族法編は昭和 22 年 5 月 3 日の日本国憲法の施行を受けて同年 12 月 22 日に全面改正され(施行は同 23 年 1 月 1 日)、平成 16 年には民法全編を口語ひらがな化する改正がされていますが、今回の民法改正は 120 年ぶりの民法財産法編の改正で、民法財産法編のうちの債権関係全般(正確には法定債権(事務管理、不当利得及び不法行為)並びに交換、和解及び終身定期金の各契約は除きます)における抜本的な改正であり、民法債権法が原則として本邦内の総ての取引的行為について適用される民事基本法であることからすれば、我々の日常生活にも大きな影響を与えることは必至の大改正です。

ところで、120 年前に制定された法律である民法財産法編が現在でも民事関係の基本法として通用しているのは、法文が時々の社会経済状況に適合するように判例及び学説によって極めて精緻な解釈理論が構築さ

れてきているからであり、我々実務法曹も、裁判官と弁護士との立場の違いこそあれ、こうした精緻な解釈論を駆使しつつ、他方で新たな解釈理論を提示するべく民法財産法編に関する職務を日々遂行していますが、利用者である企業や市民の皆様には判り辛い面のあることは否定できず「民事基本法典である民法のうちの債権関係の規定につき、同法制定以来の社会経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しをする必要がある」(平成 21 年 10 月の千葉景子法務大臣から法制審議会への諮問)ため、現在の判例及び通説の到達点を基にして今回の大改正となった次第です。

今回の主要な改正は、①総則編における意思表示関連諸規定の整備、②総則編における債権の消滅時効規定の整備、③法定利率の軽減と変動制の採用、④債権の対外的効力(債権者代位権及び詐害行為取消権)に関する規定の整備、⑤保証契約における保証人の保護の拡充、⑥債権譲渡の整備と強化、⑦債務不履行及び契約の解除に関する諸規定の整備、⑧売買契約の規定の整備と瑕疵担保責任の拡大、⑨賃貸借契約の規定の整備、⑩「定型約款」に関する諸規定の新設、及び⑪役務提供契約(請負、委任、寄託及び雇用)に関する規定の整備と拡充、の都合 11 項目に及んでいます。

例えば、債権の消滅時効期間は原則として 10 年ですところ(民法 167 条 1 項)、商行為に基づく債権の場合は 5 年であり(商法 522 条)、売買契約に基づく売買代金請求権の場合には商事債権でも 2 年ですが(民法 173 条 1 号)、改正法では、権利を行使できることを知った時から 5 年(主観的起算点)または権利を行使できる時から 10 年(客観的起算点)に統一されると共に、商事消滅時効は廃止されます。ですが、例えば、労働基準法 115 条は賃金債権の消滅時効期間を 2 年としていますが、この規定の今後については、立場の違いを反映しての厳しい議論がされており、今回の民法改正に関しても、今後の議論を待たなければならない問題や改正法の施行後も解釈に委ねられている問題も多く残されています。

本日は、時間の関係で改正法の中身については殆どお話できておりませんが、今後改正の具体的内容をお話させていただく機会をお与えいただけたらと思って標題には「I」とつけております。宜しく御理解の程お願い申し上げます。

例会変更案内(12:00~12:30 受付)

クラブ名	例会日	例会場	受付
尾西	3月19日(月)	尾西信用金庫本店	有
尾西	3月26日(月)	尾西信用金庫本店	有
一宮北	3月16日(金)	一宮商工会議所ビル1階	有
一宮北	3月23日(金)	一宮商工会議所ビル1階	有